

給 料 と 諸 手 当

給 与 の 種 類

地方公務員は、職務の執行にあたっては、身分保障のもとに公務に従事するが、地方公共団体との勤務関係においては、勤務を提供することに対する反対給付として給与を受けることが、法律や条例で保障されている。

給与制度の中で基本的な給与は、正規の勤務時間による勤務に対する対価として支給される給料であり、職務の級及び号給によって分類された給料表により示されているが、給料表だけでは表しにくい勤務の特殊性及び特殊な職種については、給料表を補正する意味で給料を調整する制度を設けている。しかし、これだけでは、それぞれの職員の勤務条件や生活条件又は職務の特性を補てんすることは技術的に困難であるところから、補てん的給与として制度化された諸手当がある。給料及び諸手当の概要は以下のとおりである。

給

料

(1) 給料表 (57 ~ 58 頁)

(2) 給料表の適用範囲と級別標準職務

給料表の区分	適用される学校	5級	4級	3級	2級	1級
高等学校教育職給料表	高等学校、県立の中学校又は中等教育学校(中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者を除く)、特別支援学校	校 長	教 頭	主幹教諭	教 諭 養護教諭 栄養教諭 講 師	臨時講師 実習助手 寄宿舎 指導員
中学校・小学校教育職給料表	県立の中学校又は中等教育学校(高等学校の教員の免許状を有しない者、後期課程の教科を担当せず、かつ、後期課程の業務に従事しない者)、中学校、小学校	校 長	教 頭	主幹教諭	教 諭 養護教諭 栄養教諭 講 師	臨時講師

(注) 2級の講師は任用の期限を附さない講師である。

給料表の区分	適用される学校	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級
行政職給料表	県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校	事務長	事務長 船 長	事務長 船 長 課長補佐 機関長 通信長	機関長 通信長 主 査	主 任 事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員
	市町立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校	学 校 参 事	学 校 主 幹	学 校 副主幹	主 査	副主査 事務職員	事務職員	事務職員

(3) 昇給

昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものである（標準の昇給号給数は4号給）。

教職調整額

義務教育諸学校等の教育職員の勤務態様の特殊性に着目して、その勤務時間の内外を問わず、これを包括的に評価することとして措置されている給与であり、給料月額額の4/100の額が支給される。

給料の調整額

給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊な職に対し適当でないと認められる場合に、その職務の特殊性に基づき支給されるものであり、特別支援学校の教育職員及び小・中学校の特別支援学級を担当する職員に対して支給される。

諸手当

扶養手当 扶養親族のある職員に対して、生活費の一部を補てんするために支給される。

地域手当 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に対して支給される。

住居手当 賃貸住宅に居住している職員に対して、その家賃等を補てんするために支給される。

通勤手当 通勤に要する交通費を補てんするために支給される。

特殊勤務手当 著しく困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給される。

へき地手当 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地又は離島に所在する学校に勤務する職員に対して支給される。

定時制通信教育手当 本務として定時制教育、通信教育に従事する職員に対して支給される。

産業教育手当 農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する職員に対して支給される。

寒冷地手当 寒冷地に在勤する職員に対して、冬期における一時的な生活補給費に充てる資金として支給される。

義務教育等教員特別手当 義務教育諸学校等の教育職員に対して支給される。

宿直手当 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給される。

期末手当 一定期間の在職期間に応じて、6月及び12月に支給される。

勤勉手当 一定期間の勤務成績に応じて、6月及び12月に支給される。

退職手当 退職した場合に、その勤続期間及び在職期間中の貢献度に応じて支給される。